

随意契約の状況		担 当 課 ： 商工観光労政課商工観光係		
		契 約 日 ： 令和7年4月1日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
基本使用許諾契約書(自治体マイページ)	ふるさと納税ワンストップ特例制度に係るシステム利用に関する契約	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	株式会社シフトセブンコンサルティング	月額利用料金 33,000円 (30,000円) 月額 165円／1件 (150円)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（競争不適）の規定に基づき、随意契約を行ったものである。 本契約は、ワンストップ特例申請をオンラインで受付するためのシステム使用許諾であり、令和7年度より八雲町では寄附者の情報をふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」利用に付随して提供される「ふるさと納税 do」で管理を行う。ふるさと納税 do は有償オプションとして、ワンストップ特例申請をオンラインで受け付けする機能（自治体マイページ）を有しており、システムに関する著作権・商業財産権等は、株式会社シフトセブンコンサルティングが保有するものであり、他の業者が取り扱うことができないことから、その性質や目的が競争入札に適さないため、随意契約するものである。				